

チャレンジ鹿児島労働局（19年9月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13 - 21

099 - 223 - 8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

8月の有効求人倍率は0.62倍と前月を0.02ポイント下回る

鹿児島県の本年8月の有効求人倍率（季節調整値）は0.62倍（前月0.64倍）と、前月を0.02ポイント下回りました。また、新規求人倍率（季節調整値）は0.93倍と前月を0.06ポイント下回りました。

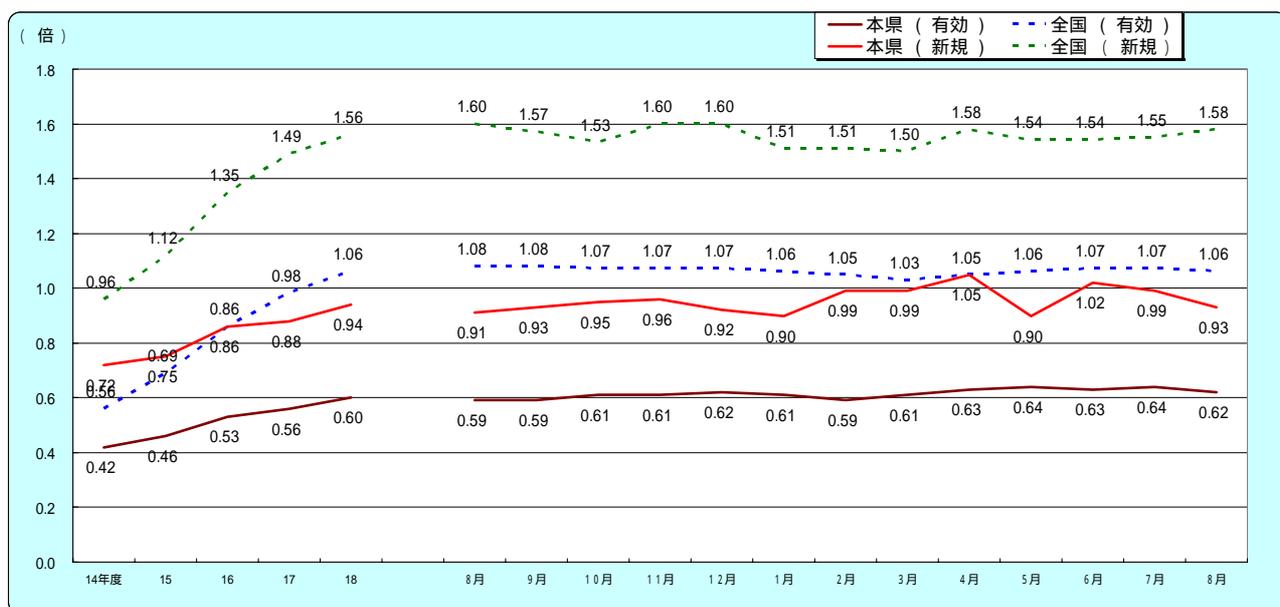
新規求人数は前年同月比1.7%の減少で、産業別では医療・福祉業（7.4%増）は21か月連続、運輸業（6.3%増）は3か月連続で増加し、製造業（11.4%増）が10か月ぶりに増加した。一方、建設業（3.2%減）、卸売・小売業（5.2%減）、飲食店・宿泊業（6.5%減）、サービス業（8.6%減）は減少に転じました。

新規求職者数は前年同月比で3.1%の減少となり、新規常用求職者の態様別では在職求職者（8.6%増）が増加し、離職求職者（6.0%減）では事業主都合離職者、自己都合離職者とも減少しました。また、無業求職者（1.9%減）も2か月連続で減少しました。

雇用失業情勢について、卸売・小売業や医療・福祉業を中心に求人は堅調に推移するものと思われますが、正社員求人の確保にも注力し、職業相談の充実と求人・求職のマッチング精度の向上に努めてまいります。

（職業安定部職業安定課）

有効（新規）求人倍率の推移



10月は「高年齢者雇用支援月間」

「鹿児島県高年齢者雇用支援の集い」を10月18日に開催

急速な少子・高齢化が進む中で、活力ある社会を維持するためには、高年齢者の雇用を進め、意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働ける社会を実現していくことが必要です。

そこで、事業主をはじめ広く県民の関心を喚起するため、10月を「高年齢者雇用支援月間」と定め、その中心的な行事として、10月18日(木)13時30分から「鹿児島県高年齢者雇用支援の集い」を城山観光ホテル(電話099-224-2211)で開催します。(共催 財団法人鹿児島県雇用支援協会・鹿児島県)

当日は、高年齢者雇用優良企業表彰のほか、「『70歳まで働ける企業』の実現に向けて」のパネルディスカッションも催されます。

(職業安定部職業対策課)

「大学生・短大生・若年者等のための就職面接会」

を10月16日に実施

～鹿児島県若者就職サポートセンター(キャッチワークかごしま)事業～

県内の大学、短大を取り巻く就職環境は、景気の回復基調などを背景に改善がみられるところですが、なお未就職卒業者が多数存在するなど、依然として厳しいものがあります。

このため、来春卒業予定の大学生等及び若年失業者等に対して就職の応募機会を積極的に提供し、その円滑な就職を援助するとともに、県内企業の若年労働者の確保を推進するため就職面接会を開催する予定です。開催当日は面接会に先立ち求職活動に必要な知識を習得するための就職講座も実施することとなっています。

開催日時 平成19年10月16日(火)
13時から16時30分まで

場 所 鹿児島アリーナ(鹿児島市永吉1-30-1)

対 象 平成20年3月大学・短大・専修・専門学校等の卒業予定者
及び若年失業者・フリーター等

(職業安定部職業安定課)



昨年度の開催の様子

～ S T O P ! 偽装請負 ! ～

10月1日から10月31日の間

**「九州・沖縄ブロック派遣・業務請負適正化キャンペーン」
を実施します。**

平成18年度の九州・沖縄ブロックにおける製造業、情報処理産業、サービス業等に対する指導・監督において、業務請負契約としているものの、実態は違法な労働者派遣（いわゆる偽装請負）となっているとして、各労働局から是正指導を受けた事業所は、前年度の約2.05倍となっています。

これらの違反事由については、労働者派遣法に対する理解が不十分なものも散見されるため、より一層の法の内容に対する理解を深め、労働者派遣を適正に行っていく必要があります。

このため、今年度においても九州・沖縄ブロック各労働局が連携し、10月1日から1ヶ月間、関係事業主に対する集中的な周知・啓発等を行うことにより、適正な労働者派遣事業の実施と偽装請負の防止・解消を目的として「九州・沖縄ブロック派遣・業務請負適正化キャンペーン」を実施します。

- 1 九州・沖縄ブロック各労働局が連携して取り組む事項
九州・沖縄ブロックにおける集中的な周知・広報
九州・沖縄ブロックで物の製造を行う企業における自主点検の促進
- 2 鹿児島労働局において実施を予定している事項
請負業者・発注者、派遣元を対象とした企業向けセミナーの開催
物の製造を行う企業における自主点検の促進
物の製造業務について、請負・労働者派遣を行う事業者及び発注者等を
中心とした指導・監督の集中的実施

(職業安定部職業安定課)

11月は、「ゆとり創造月間」

「仕事と生活の調和を考えるシンポジウム」を10月24日 に開催

「仕事と生活のバランスがとれている人は、ステキです」

趣味の時間を楽しんだり、ゆったり温泉につかったり！ 健康的で創造性あふれる暮らしは、「ゆとり」から生まれます。

厚生労働省では「文化の日」と「勤労感謝の日」がある11月を「ゆとり創造月間」と定めています。また、その一環として、来る10月24日(水)午後1時30分から「仕事と生活の調和を考えるシンポジウム」をかごしま県民交流センターで開催します(共催：社団法人全国労働基準関係団体連合会鹿児島県支部)。

当日は、NHK[生活笑百科]にレギュラー弁護士として出演されている三瀬顕氏による基調講演のほか、鹿児島銀行による好事例発表などが予定されています。

(労働基準部監督課)

場所：かごしま県民交流センター

日時：平成19年10月24日(水)午後1時30分～午後4時

基調講演：弁護士 三瀬顕氏

好事例発表：鹿児島銀行人事部主任調査役 迫田成人氏

申込先：社団法人全国労働基準関係団体連合会鹿児島県支部

電話：099-223-1373

FAX：099-226-3622

鹿児島県最低賃金が改正されました

鹿児島労働局長は、鹿児島県最低賃金を1時間あたり619円とすることを決定し、本年10月26日より発効することとなりました。

鹿児島県最低賃金の改正については、本年7月20日に鹿児島労働局長が鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問し、本年8月29日に同審議会より答申があり、法定の手続きを経て、答申の意見どおりに改正することとなったものです。昨年10月1日に発効した現行額より、8円の引上げとなります。

なお、鹿児島県の各産業別最低賃金につきましては、今後審議される予定です。

(労働基準部賃金室)